

## 平成 29 年度

### エコアクション 2.1 審査員試験

#### 筆記試験（二次試験）試験問題

#### 1. 環境問題・環境対策に関する選択式問題（29 問・各 1 点 計 29 点）

以下の問ごとに、選択肢の中から正解と思われるものを 1 つ選び、解答欄に選択肢の番号を記入せよ。

問 1. 持続可能な消費と生産の促進に寄与する環境配慮経営において行う活動として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1 つ」選べ。

##### 選択肢

1. ライフサイクル全体での環境負荷の抑制
2. 事業エリア内だけでの環境負荷低減
3. グリーン調達
4. 環境配慮製品・サービスの提供

問 2. 生物多様性と事業活動の関わりについて「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1 つ」選べ。

##### 選択肢

1. 事業者は事業活動を通じて生物多様性に影響を与える一方で、製品やサービスを通じて、自然の恵みを広く社会に供給する重要な役割を担っている。
2. 事業活動が生物多様性に与える影響は様々で、複雑に絡み合っている。
3. 農林水産物を生産・加工する分野の事業活動のすべてが、直接的又は間接的に生態系サービスに支えられている。
4. 事業活動は多岐にわたり、生物多様性の恵みを受け、影響を与えているのは、一部の事業者に限られる。

問 3. 「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」に関する名古屋議定書（日本は平成 29 年 5 月に締結）について、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 生物多様性条約にもとづく議定書である。
2. 平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された会議で採択された。
3. 遺伝子組換え生物による悪影響を防止するための措置を主な内容とする。
4. 今後、名古屋議定書に係る国内措置にもとづく対応が必要とされる。

問 4. 「パリ協定」に関する説明として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 「京都議定書」に代わる、2020 年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際枠組みである。
2. 世界の平均気温の上昇幅を 1990 年に比べて、「2.0℃」より低く抑え、「1.5℃」に抑える努力をする。
3. 主要排出国を含むすべての気候変動枠条約加盟国は削減目標を 5 年ごとに提出・更新し、実施状況を条約事務局に報告する。
4. 日本が提案した二国間クレジット制度（JCM）も含めた市場メカニズムの活用を示している。

問 5. 「再生可能エネルギー固定価格買取制度」に関する説明として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 対象となる再生可能エネルギーは、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電である。
2. 再生可能エネルギー電気の買取に要した費用は、電力会社が電気使用者から集めた再生可能エネルギー賦課金によりまかなわれる。
3. 再生可能エネルギーの固定価格での調達期間は、発電方法によらず 20 年間と定められている。
4. 平成 29 年 3 月 31 日までに認定を受け、接続契約を締結したみなし認定事業者は、既に売電している場合を含めて、すべて新制度へ移行するため事業計画を提出する。

問 6. オフィスビルにおけるエネルギー消費及び省エネルギー対策の説明として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. (一財)省エネルギーセンターの調査(2009年公表)ではオフィス占有部分のエネルギー消費先割合は、空調28%、照明40%、コンセント32%程度である。
2. 一般的に、オフィスビルの床面積が大きいほどエネルギー消費原単位(MJ/m<sup>2</sup>・年)が小さくなる傾向がある。
3. 空調の省エネのためには、CO<sub>2</sub>濃度を管理し、必要最小限の外気取入れに調整する。
4. 空調の省エネのためには、ポンプにインバータを設置し、圧力・流量に対応した運転を行う。

問 7. 「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に記載された内容として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する目標、設備の新設及び更新に対する方針を含めた取組方針を定めること。
2. エネルギーの使用の合理化を図るために、必要な資金・人材を確保すること。
3. エネルギーの使用に係る各過程における主要な設備に関し、運用、計測、記録、保守点検等のための管理標準を設定すること。
4. 工場等全体として又は工場等ごとに、エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を毎年1パーセント以上削減しなくてはならないこと。

問 8. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する説明として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 建築主は、特定建築行為をしようとするときは、当該特定建築物(非住宅部分に限る。)を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。
2. 建築主は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画において、所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。
3. 本法の適用を受ける特定建築物(非住宅部分に限る)は、床面積の合計が2,000 m<sup>2</sup>以上のものである。
4. 本法の適用を受ける特定建築物の非住宅部分の増築又は改築の規模は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が100 m<sup>2</sup>以上のものである。

問 9. 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に関する説明として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 「第一種特定製品」とは業務用の冷凍空調機器及びカーエアコンであって、冷媒としてフロン類が使用されているものをいう。
2. 第一種特定製品の管理者は、全ての第一種特定製品を対象とし3カ月に1回以上の簡易点検を実施する。
3. 第一種特定製品の管理者は、冷蔵機器及び冷凍機器で7.5kW以上の機器は1年に1回以上の定期点検を実施する。
4. 第一種特定製品の管理者は、エアコンディショナーで7.5kW以上50kW未満の機器は3年に1回、50kW以上の機器は年1回以上の定期点検を実施する。

問 10. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に関する説明として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 温室効果ガスの報告は事業者単位で、毎年7月末までに事業を所轄する大臣あてに行う。
2. 報告対象となる温室効果ガスはCO<sub>2</sub>、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素と定められている。
3. 調整後温室効果ガス排出量（調整後排出量）を報告し、温室効果ガス排出量（実排出量）の報告は求められていない。
4. エネルギー起源CO<sub>2</sub>を排出する活動には①燃料の使用、②他人から供給された電気の使用、③他人から供給された熱の使用がある。

問 11. 廃棄物処理法に定められている廃棄物の「処理」の内容として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 「処理」には、廃棄物の「収集運搬」は含まない。
2. 「処理」のうち「処分」とは埋立のことであり、焼却等の中間処理は含まない。
3. 「処理」には、廃棄物の「排出抑制」が含まれる。
4. 「処理」には、廃棄物の「再生」が含まれる。

問 12. 産業廃棄物の「収集運搬」と「中間処理」を産業廃棄物処理業者に委託する「排出事業者の責務」の内容として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 委託契約は、排出事業者が収集運搬業者及び中間処理業者とそれぞれ書面で結び、最終処分業者との委託契約は不要である。
2. 排出事業者は委託した産業廃棄物の処理状況の確認等に係る努力義務を負うが、委託の範囲外である埋立処分についてまでそのような義務を負うことはない。
3. 排出事業者が必要と認めた場合には、収集運搬業者と中間処理業者の間で委託契約を締結しなければならない。
4. 委託先の収集運搬業者から再委託の要請を受け、その要請を承諾した排出事業者は、再委託基準に則り再委託先の収集運搬業者と再委託契約を締結する。

問 13. 「優良産廃処理業者認定制度（以下、「優良認定」という。）」に関する内容として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 一定期間内に特定不利益処分を受けた産業廃棄物処理業者は優良認定を受けることができない。
2. 事業内容等の一定の情報を公表していない産業廃棄物処理業者は優良認定を受けることができない。
3. 優良認定を受けた産業廃棄物処理業者は、処理業の許可の有効期間が5年から10年に延長される。
4. 優良認定の申請は、処理業の更新許可の申請時にあわせて行うのが原則である。

問 14. 産業廃棄物の処理において、「事業者が遵守しなければならない廃棄物処理法の基準のうち、産業廃棄物処理業者を除く排出事業者のみが遵守しなければならない基準」として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 産業廃棄物保管基準
2. 産業廃棄物処理基準
3. 産業廃棄物処理施設を設置している場合に当該施設の技術上の基準
4. 産業廃棄物処理施設を設置している場合に当該施設の維持管理の技術上の基準

問 15. 「産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度」に関する説明として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 産業廃棄物管理票制度には「紙マニフェスト」と「電子マニフェスト」があるが、それらのうち廃棄物処理法が使用を義務付けているのは「電子マニフェスト」である。
2. 排出事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に収集運搬業者から産業廃棄物管理票の交付を受けなければならない（ただし、電子マニフェストの場合は除く）。
3. 電子マニフェストを使用する排出事業者は、「産業廃棄物処理業者に産業廃棄物を引渡す日」が確定した時点で、当該産業廃棄物の種類・数量等の登録を完了しなければならない。
4. 紙マニフェストを使用した排出事業者は都道府県知事等に対し、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を年1回提出しなければならないが、電子マニフェストを使用した排出事業者は当該報告の提出が不要である。

問 16. 「水銀に関する水俣条約」に対応する廃棄物処理法の規制に基づき、平成 29 年 10 月 1 日以降に「水銀使用製品産業廃棄物」となった「蛍光ランプ」（以下、「廃蛍光ランプ」という。）の処理を委託しようとする排出事業者の判断として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 廃蛍光ランプは、特別管理産業廃棄物ではない。
2. 廃蛍光ランプの処理は、水銀使用製品産業廃棄物の処理の許可を有する産業廃棄物処理業者に委託しなければならない。
3. 締結する産業廃棄物処理委託契約書には、廃蛍光ランプが水銀使用製品産業廃棄物であることに関して特に記載すべき事項はない。
4. 産業廃棄物管理票では、管理票の種類欄に水銀使用製品産業廃棄物であることを記載しなければならない。

問 17. 「化学物質の有害性に関連する用語」として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. chemSHERPA
2. ABS
3. WDS
4. POPs

問 18. 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下、「化管法」という。)の PRTR 制度に関する説明として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. PRTR 制度の対象となる第一種指定化学物質には、人や生態系への有害性があり、環境中に広く存在すると認められる物質として指定されたものである。
2. 第一種指定化学物質の例として、揮発性炭化水素のベンゼンやトルエンなどがあるが、オゾン層破壊物質の HCFC は含まれていない。
3. 常時使用する従業員の数が 21 人に達しない場合は、PRTR 制度に基づく届出義務はない。
4. PRTR 対象事業者は、年度ごとに所有する事業所における第一種指定化学物質の排出量及び移動量を把握し、所在地の都道府県を經由して、国に届け出なければならない。

問 19. 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下、「化管法」という。)に関する SDS 制度に関する説明として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 対象化学物質のほか、それらを含む製品について他の事業者に譲渡・提供する場合に、SDS による有害性や取扱いに関する情報の提供を義務付けている。
2. 化管法の SDS 制度は、PRTR 制度と異なり、業種の指定、常用雇用者数及び年間取扱量の要件はない。
3. 本法では、化管法 SDS の提供方法として、文書又は磁気ディスクによる交付を原則としている。電子メール送信も、取引の相手方の承諾が無くても認められている。
4. 同じ事業者に対して、同種の化学品を継続的に又は反復して取引する場合、既に SDS が提供されているときには、その度ごとに提供しなくてもよい。

問 20. 「水質汚濁防止法」に規定する有害物質使用施設に関連する説明として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 「有害物質使用特定施設」とは、有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設をいう(指定地域特定施設を除く)。
2. 有害物質使用特定施設から下水道に排水の全量を放流する者又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者は、市町村長に届け出なければならない。
3. 有害物質使用特定施設の設置者又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、その施設に関する環境省令で定める基準を遵守しなければならない。
4. 有害物質使用特定施設の設置者又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、定期的に点検し、結果を記録し、これを保存しなければならない。

問 21. 「大気汚染防止法」に規定する水銀等に関連する説明として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 水銀等に係る排出基準は、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀濃度について、地域ごとに許容限度として、環境省令で定める。
2. 水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届け出なければならない。
3. 水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。
4. 水銀排出者は、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定しその結果を記録し、これを保存しなければならない。

問 22. 「騒音規制法」に関する説明として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 都道府県知事は、住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。
2. 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。
3. 特定工場とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるものをいう。
4. 市町村長は、特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは罰則を科すことができる。

問 23. 「土壌汚染対策法」に関する説明として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 特定有害物質使用の特定施設（水質汚濁防止法が規定する）を設置していた土地の所有者等で当該特定施設を廃止した者は、土地の土壌汚染の状況について、指定調査機関に調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。
2. 知事は、その土地が溶出量基準又は含有量基準に適合しないと認める場合、要措置区域として指定する。
3. 知事は、要措置区域として指定したときは、土地の所有者等に対し、講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由等を示し、期限を定めて、汚染の除去等を講ずべきことを指示する
4. 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為はこの限りでない。



問 24 「悪臭防止法」における規制基準に関する説明で、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 濃度による規制基準の一つ目は、事業場等全体から漏出している場合、敷地境界線上の地表における特定悪臭物質の許容濃度とする。
2. 濃度による規制基準の二つ目は、煙突等気体排出施設から排出される場合、排出口の高さに応じた特定悪臭物質の流量又は排出気体中の濃度の許容濃度とする。
3. 濃度による規制基準の三つ目は、敷地外へ排出される汚水に含まれる場合、排出水中の特定悪臭物質の許容濃度とする。
4. 都道府県知事は、濃度規制とともに、臭気指数を許容限度として定めることができる。

問 25. 国際統合報告評議会（IIRC）の「統合報告書」に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 「統合報告書」とは、環境報告書と CSR 報告書を統合した報告書である。
2. 「統合報告書」とは、各国の様々な CSR に関するガイドラインを統合した、国際統合報告フレームワークに準拠して作成される報告書である。
3. 「統合報告書」の主たる目的は、財務資本の提供者に対し、組織が長年にわたりどのように価値を創造するかについて説明することである。
4. 「統合報告書」とは、事業者が事業活動に係わる環境情報により、自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況を統合して報告するものである。

問 26. 「マテリアルフローコスト会計」に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 「マテリアルフローコスト会計」は、『マテリアル（原材料、資材）のロスエネルギーとコストで"見える化"する』手法』である。
2. 「マテリアルフローコスト会計」は、企業に経済効率向上（コストダウン）と環境（資源）効率向上を同時にもたらすものである。
3. 日本が主導して「マテリアルフローコスト会計」の国際標準規格が進められ、2011年、ISO14001として国際規格化された。
4. 「マテリアルフローコスト会計」は、時間生産性向上の可能性と価値を、モノ作りに関わる企業の管理者・経営者に目覚めさせると期待されている。

問 27. 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (2030 アジェンダ)」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ

**選択肢**

1. 2030 アジェンダは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された、2030 年までの国際開発目標である。
2. 2030 アジェンダは、相互に密接に関連した 17 の目標と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標 (SDGs)」を掲げている。
3. SDGs は格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、先進国に適用される目標である。
4. 日本の SDGs 推進本部は、SDGs 実施指針を決定し、SDGs の 17 のゴールを再構成した 8 つの優先分野の下で、140 の国内及び国外の具体的な施策を指標とともに掲げた。

問 28. 気候変動 (地球温暖化) 対策に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ

**選択肢**

1. 「Science Based Targets」は、世界の平均気温の上昇を「2 度未満」に抑えるために、国家に対して、科学的な知見と整合した削減目標を設定するよう求めるものである。
2. 「COOL CHOICE (クールチョイス)」は、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動である。
3. 「L2-Tech・JAPAN イニシアティブ」は、先導的低炭素技術について、あらゆる部門に着目し、L2-Tech リストとしてまとめ、温暖化対策の推進に活用していくものである。
4. 「カーボンプライシング」は、炭素ベースのエネルギーの価格を引き上げ、これに対する需要を低下させるため、排出削減に効果的である。

問 29. 「ESG 投資」及び「ESG 報告」に関する最近の動向として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ

**選択肢**

1. 世界最大の年金資産規模を持つ日本の年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) は、国連が支持する責任投資原則 (PRI) に署名している。
2. 上場企業に適用される「日本版ステewardシップ・コード」と「コーポレートガバナンス・コード」には、いずれも ESG に関しての記述がある。
3. ESG 報告の国際的ガイドラインとして現在世界でもっとも利用されている「GRI ガイドライン」は、2016 年 10 月に第 4 版が、「GRI スタンダード」へと発展的に解消された。
4. 一般的に、財務報告の枠組みにおける ESG 情報の開示制度は、開示内容の細目を法令で定めず、いわゆる「原則主義」を採用することが多い。

## 2. エコアクション21に関する選択式問題（17問・各1点 計17点）

以下の問ごとに、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選び、解答欄に選択肢の番号を記入せよ。

問 30. 「エコアクション21の特徴」に関する説明として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

### 選択肢

1. 中小企業にとって取り組みやすい環境経営システムとするために、ISO14001の要求事項を少なくしたISO14001の簡易版である。
2. 把握すべき環境負荷の項目や、取り組む行動を規定しており、必須要件となっている。
3. エコアクション21の構築にあたって指導・助言を行った審査人が、引き続き登録審査を担当することが可能であるため、事業者はよりきめ細かいサポートを受けることができる。
4. 環境コミュニケーションに取り組み、環境活動レポートの作成と公表を強く推奨している。

問 31. エコアクション21における「環境経営システム」に関する説明として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

### 選択肢

1. 認証・登録を受けるためには、ガイドライン上で「〇〇する。」または「〇〇を行う。」と規定されている、全ての要求事項に適合した環境経営システムを構築、運用、維持することが必要である。
2. エコアクション21の環境経営システムの要求事項は14項目で、認証・登録を受けるためには、この要求事項をすべて満たす環境経営システムを構築、運営、維持することが求められている。
3. 計画の策定の段階では実施体制、文書等の整備を優先し、環境負荷と環境への取組状況の把握および評価の実施は認証・登録後に行うことを求めている。
4. 環境に対する負荷が比較的大きな組織に対しては、推奨事項の一部を要求事項として取り組むことを求めている。

問 32. 「取組の対象範囲」に関する説明として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 事業実態はあるが事業規模が小さい又は売上比率が小さいサイトについては、取組の対象範囲から除外することができる。
2. 全組織・全活動を取組の対象範囲とする場合、受審事業者の資産であっても、事業活動に係わらない施設等であれば、取組の対象範囲から除外することができる。
3. 一部組織から段階的に取組を行う場合、一部の比較的環境負荷が小さい組織やサイトから取組を始めていても、4年以内に全組織に取組の対象範囲を拡大する方針とそのスケジュールを環境活動レポートに明記していればよい。
4. 取組の対象範囲である組織の従業員とは、正規雇用の者が対象であり、パート・アルバイト・派遣社員等の非正規雇用の者は除外することができる。

問 33. 「環境方針」に関する説明として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 環境方針の策定にあたっては、代表者あるいは環境担当責任者が、自らの環境への思いや考えを踏まえ、自らの言葉で、自らの組織の特徴を表すことが必要である。
2. 環境方針は、組織の事業活動に見合ったもの、環境への取組の基本的方向を明示することを満たす必要があり、また可能な限り数値化することが必要である。
3. 環境方針では、適用される環境に関する法規等の遵守を誓約することが必要である。
4. 環境方針には制定日（または改定日）を記載し、代表者あるいは環境担当責任者が署名することが必要である。

問 34. 「環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価」に関する説明として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 把握する化学物質使用量は原則として PRTR 制度対象物質とする。
2. 一定の排出量あるいは使用量がある二酸化炭素排出量、総排水量（あるいは水使用量）、廃棄物排出量及び化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）を把握しなければならない。
3. 環境への取組の自己チェックリストについては、毎年全ての項目について確認しなければならない。
4. 事業活動全体のマテリアルフロー及びマテリアルバランスを把握しなければならない。

問 35. 「環境関連法規等の取りまとめ」に関する説明として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 事業を行うにあたって遵守しなければならない環境関連法規等は、2年に1回は見直しを行い、最新のものとしなければならない。
2. 環境関連法規等の取りまとめにあたっては、法規等の名称のみならず、該当する条項、遵守すべき項目等を明確にし、罰則規定があるものについては、遵守しなければならない具体的な内容、基準等を含んでいなければならない。
3. 審査においてD判定（不適合）となる環境関連法規の重大な違反とは、罰則がある規定の違反状態が継続し、改善されていない状態、各種届出の漏れ、忘れ、記載ミス等である。
4. 環境関連法規等には、国や府省が定めた法令、省令、自治体等が定めた条例、規則、その他の環境関連要求事項として、必要に応じて地域の協定、顧客（納入先・取引先）からの要請、業界団体の取り決め等も含めなければならない。

問 36 「環境目標及び環境活動計画の策定」に関する説明として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 環境目標は、環境方針で明示した環境への取組の基本方針との整合が必要であり、環境への負荷及び環境への取組状況の把握等の結果との整合性は必ずしも求められない。
2. 環境目標は、単年度目標だけではなく中長期目標も設定する。
3. 環境目標は、3～5年毎に見直すのが、事業活動に大きな変更があった場合は、見直しが必要となる。
4. 環境活動計画は、「何を、どこまで、いつまでに」行うかを定めたものである。

問 37. 「環境コミュニケーション」に関する説明として、「正しいもの」を次の選択肢から「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 環境に関する改善提案等の内部意見を受け付ける窓口を必ず設けなければならない。
2. 製品及びサービスの環境に関する苦情や要望に対応する手順を必ず定めなければならない。
3. 自社のホームページで環境活動レポートを必ず公表しなければならない。
4. 外部からの環境に関する苦情や対応結果を必ず記録しなければならない。

問 38. 「環境上の緊急事態への準備及び対応」に関する説明として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 環境上の緊急事態への対応における「訓練」とは、定めた対応策が実際に有効であることを確認する行為であり、「試行」とは、対応策をスムーズに実行できるようにするためのものである。
2. 環境上の緊急事態の予防策及び緊急事態発生時の対応策の双方を定める必要がある。
3. 環境上の緊急事態の発生後や試行の後には、対応策が効果的であったかどうかを検証し、必ず対応策を改訂する。
4. 緊急事態はその規模の大小を問わず、例えば、一般家庭と同程度の灯油及びプロパンガスの使用等に伴う火災等についても、環境上の緊急事態とする。

問 39. 「取組状況の確認並びに問題の是正及び予防」に関する説明として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 内部監査は全ての認証・登録事業者に対する要求事項であり、環境への取組の状況及び環境経営システムが継続的に改善されているか等を中立的立場から監査の上評価することが必要となる。
2. 環境関連法規等の遵法性の確認においては、過去に実績も踏まえて、現状の取組のままで今後も遵法性を保つことができるかどうか等について評価を行うことが必要となる。
3. 目標期間終了時点での達成を確実にするために、半年または四半期等が経過した時点で確認及び評価を行い、判断基準よりも達成状況が下回った場合は、次年度の環境目標及び環境活動計画を修正することが必要である。
4. 是正措置及び予防措置の実施にあたっては、起きてしまった問題そのものに対する対応、措置等が重要である。

問 40. 「代表者による全体の評価と見直し」に関する説明として、「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 代表者による全体の評価と見直しにあたっては、代表者は必要な情報を収集し、あるいは環境管理責任者に報告を求めなければならない。
2. 代表者による全体の評価と見直しに必要な情報には、外部からの環境に関する苦情や要望等を含む。
3. 代表者による全体の評価とは、環境目標の達成状況を確認することであり、その結果を記録に残すことある。
4. 代表者による評価結果に基づき、代表者は環境方針、環境目標、環境活動計画及び環境経営システム等について、これらを変更する必要性を判断する。

問 41 「環境活動レポート」に関する説明として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 環境活動レポートは、事業所等に備え付ける等して誰でも閲覧できるようにするとともに、自社のインターネットのホームページに掲載しなければならない。
2. 環境活動レポートを読む者に対して認証・登録の対象範囲について誤解を与えないために、認証・登録の対象範囲が組織の一部に限られている場合は、全組織の全容がわかる情報を掲載してはならない。
3. 環境活動レポートは、記載すべき必要な項目が規定されており、所定の様式及び体裁によって作成する必要がある。
4. エコアクション21に取り組み、認証・登録を受ける事業者は、環境活動レポートを作成し、公表することが必要であり、登録審査の際に環境活動レポートが完成していなければならない。

問 42. 「エコアクション21 ロゴマーク（ロゴマーク）」に関する説明として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. ロゴマークは、組織の一部が認証を取得している場合であっても、組織全体で使用することができる。
2. ロゴマークは、認証・登録事業者の「対象事業所」に所属していない者であっても、母体となる法人等の組織に直接雇用されている者であれば、名刺に使用することができる。
3. ロゴマークは、認証・登録の範囲内で、自社のパンフレット、カタログ、レターヘッド、製品自体又はその包装等にロゴマークを付けることができる。
4. ロゴマークの使用については、デザイン、色の使い方、使用サイズ、余白、認証・登録番号の表示方法、禁止事項等に関する規定がある。

問 43. 「エコアクション21 審査人倫理規程」に照らした審査受諾の判断に関する説明として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 事業者からの強い希望があったが、3年間で4回、当該事業者の審査を行ったため、その後の審査を受諾しなかった。
2. 報酬等を受領していなかったため、2年前にコンサルティングを行った事業者の審査を行った。
3. 受審事業者が審査人自身の所属する組織の子会社だったが、審査人が直接受審企業に所属している訳ではなく、また、受審事業者の事業にも関与したことがなかったため、審査を受諾した。
4. 不特定多数を対象とした、一般的な情報を提供する集合形式の研修コースを開催し、その講師を務めたことはコンサルティングに該当するため、研修参加事業者の審査を受諾しなかった。

問 44. 「業種別ガイドラインの適用事業者」に関する説明として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 産業廃棄物事業者向けガイドラインは、優良産廃処理業者として認定されている、もしくはこれから申請する事業者に対してのみ適用される。
2. 食品事業者向けガイドラインは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の報告義務のない、食品廃棄物の発生量が年間 100 トン未満の食品製造業者に対しては適用されない。
3. 廃棄物処理事業者向けガイドラインは、産業廃棄物処理業の許可がない、再生資源の収集・処理・リサイクルを行う事業者に対しては適用されない。
4. 建設業者向けガイドラインは、建設業法上で規定されている業種を生業とする事業者に対して適用される。

問 45. 「書類審査及び現地審査」に関する説明として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 審査人は、書類審査の段階から積極的に指導・助言を行い、その内容を現地審査チェックリストに記載する。
2. 現地予備審査を実施する判断基準としては、書類審査報告書において、C：要改善と判定され、その改善のためには現地での指導・助言が必要と判断される場合である。
3. 審査人は、中間審査及び更新審査において、エコアクション 21 のロゴマークが適切に使用されているかを確認し、問題がある場合はその是正を指導する。
4. 中間及び更新審査においては、審査申込の際に受審事業者から提出された環境活動レポートの対象期間における取組状況等が審査の対象となる。

問 46. 「事業所や工場が複数存在する事業者」及び「規模が比較的大きな組織」に関する説明として、「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

**選択肢**

1. 初回の認証・登録の際に全組織・全活動を認証・登録の対象範囲としていない場合は、4 回目の更新審査までに段階的に対象範囲を拡大する方針とスケジュールを明確にし、その旨を環境活動レポートに明記する必要がある。
2. 複数の部門又は事業所がある場合、環境活動レポートに環境負荷の把握結果を記載する際には、主要な部門、事業所のデータと、全組織での合計データを記載する必要がある。
3. 規模が比較的大きな組織は、2 年に 1 回以上、環境経営システム全体の状況を内部監査する必要がある。
4. 事業所や工場が複数存在する事業者及び規模が比較的大きな組織は、教育・訓練の実施及びその結果の記録、並びに、環境経営マニュアルの作成が必要となる。





問 49. 廃棄物処理法の「多量排出事業者」とは、前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000t 以上又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が ( ① ) t 以上の事業場を設置している事業者のことをいう。この多量排出事業者は、( ② ) ごとに処理計画を作成して ( ③ ) 等に提出するとともに、同計画の実施状況を報告することが義務付けられている。

**選択肢**

- |        |           |         |
|--------|-----------|---------|
| ア. 500 | イ. 50     | ウ. 毎年度  |
| エ. 隔年度 | オ. 都道府県知事 | カ. 市町村長 |

問 50. 労働安全衛生法は、( ① ) 年より化学物質のリスクアセスメントを義務付けている。対象は、一定の ( ② ) 化学物質であり、対象物を原材料などとして新規に採用するときや ( ③ ) ときなどにリスクアセスメントを行うことを求めている。

**選択肢**

- |             |          |                |
|-------------|----------|----------------|
| ア. 平成 28    | イ. 平成 23 | ウ. 環境汚染のおそれがある |
| エ. 危険有害性のある | オ. 変更がある |                |

問 51. 公害関連法の中で事故時の措置が規定されている法律に、( ① )、( ② )、( ③ ) 等がある。

**選択肢**

- |            |            |          |
|------------|------------|----------|
| ア. 大気汚染防止法 | イ. 水質汚濁防止法 | ウ. 騒音規制法 |
| エ. 悪臭防止法   | オ. 工業用水法   |          |

問 52. 「環境会計ガイドライン 2005 年版」(平成 17 年 2 月、環境省)で取り扱う環境会計は、企業等を対象とする環境会計であり、( ① )、( ② ) 及び ( ③ ) を構成要素とし、それぞれ数値及びそれを説明する記述情報で表現される。

**選択肢**

- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| ア. 環境保全対策に伴う経済効果 (貨幣単位) | イ. 環境貢献に伴う経済効果 (貨幣単位) |
| ウ. 環境保全コスト (貨幣単位)       | エ. 環境貢献効果 (物量単位)      |
| オ. 環境保全効果 (物量単位)        |                       |

#### 4. エコアクション21に関する穴埋式問題 (4問・各2点 計8点)

( )の中に入る語句を、選択肢の中から選び、下の回答欄に選択肢の記号を記入せよ。

問 53. エコアクション21の取組を実施するために要求されている記録は、一般的に8種類あり、それらは、「環境への負荷の自己チェック」の結果、「環境への取組の自己チェック」の結果、環境関連法規等の遵守状況のチェック結果、( ① )、( ② )、環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況・その評価結果、( ③ )、並びに、代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果である。

##### 選択肢

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| ア. 外部からの苦情等の受付結果      | イ. 内部監査の実施結果      |
| ウ. 環境上の緊急事態の試行及び訓練の結果 | エ. 問題点の是正処置及び予防処置 |
| オ. 教育・訓練の実施結果         | カ. 環境影響評価の実施結果    |

問 54. エコアクション21における環境経営システムはPDCAサイクルを基本としているが、C (Check)として、環境目標の達成状況、( ① )、( ② )、( ③ )について、適切な頻度で確認 (監視・測定)の上、評価して、問題がある場合は是正処置を行い、また問題が発生しないように必要な予防処置を実施することが求められる。

##### 選択肢

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ア. 環境負荷及び環境への取組状況 | イ. 環境関連法規等の遵守状況  |
| ウ. 外部からの苦情等の受付状況  | エ. 内部監査の実施状況     |
| オ. 環境活動計画の実施状況    | カ. 環境経営システムの運用状況 |

問 55. 審査人が審査時に作成する様式には、審査計画書、( ① )、現地審査時の依頼事項、書類審査報告書、( ② )、審査報告書、審査開始会議チェックリスト、審査終了会議チェックリスト、( ③ ) の9つがある。

( ① ) は、受審事業者の特徴、審査の重点ポイント、前回審査の指摘事項、審査にあたって特に留意すべき点等を記載する様式である。

( ② ) は、現地で確認した記録、ヒアリング結果等のエビデンス（証拠、根拠等）を記すことが必要で、地域及び中央の判定委員会において、審査の適切性を判断するための重要な資料の一つとなる。

また、( ③ ) は、個別判定及び総合判定に至った理由等も含め、審査報告書には記載できない、あるいはしなかった事項、指導・助言した内容等について記載する様式である。

**選択肢**

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ア. 審査状況等調査票（アンケート） | イ. 現地審査チェックリスト    |
| ウ. 指摘事項是正報告書       | エ. 審査基本方針         |
| オ. 現地予備審査報告書       | カ. 審査コミュニケーションシート |

問 56 登録審査において、受審事業者の審査申込から認証・登録されるまでに、担当審査人が行わなければならない業務は、受審事業者から送付された必要書類の確認、( ① )、受審事業者への書類審査報告書の送付、( ② )、現地審査の実施、審査コミュニケーションシートの作成、( ③ ) 等である。

**選択肢**

- |                      |                             |
|----------------------|-----------------------------|
| ア. 審査基本方針の作成         | イ. 現地審査時の依頼事項の作成            |
| ウ. 担当事務局への審査計画書の作成依頼 | エ. 地域判定委員会への出席              |
| オ. 審査報告書の取りまとめ       | カ. 受審事業者への審査コミュニケーションシートの送付 |

## 5. 記述式問題（計算問題）（3問・各4点 合計12点）

問 57. 本社ビルと工場の年間エネルギー使用量が表 1 のとおりである A 社について、以下の問いに答えよ。なお、標準発熱量及び排出係数は、表 2 のものを用いる。

問 57-1. A 社の事業者としての、年間エネルギー使用量（単位：GJ）を計算し、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで求めよ。

問 57-2. A 社は省エネ法の「特定事業者」に該当するか。計算結果に基づく数値及び単位を示し、その理由を述べよ。なお、原油換算係数は、0.0258 kl / GJ を用いる。

問 57-3. A 社の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量（単位：トン / 年）を計算し、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで求めよ。

表 1. A 社の年間エネルギー使用量

エネルギー	単位	本社ビル	工場
電力	MWh	1.5	1,200
都市ガス	m <sup>3</sup>	700	0
LPG	トン	0	48

表 2. 標準発熱量及び排出係数

エネルギー	標準発熱量	排出係数
電力	8.683 MJ / kWh	0.500 kg-CO <sub>2</sub> / kWh
都市ガス	40.11 MJ / m <sup>3</sup>	0.0509 kg-CO <sub>2</sub> / MJ
LPG	50.06 MJ / kg	0.0590 kg-CO <sub>2</sub> / MJ

**6. 記述式問題（100字） （1問・7点）**

以下の問について、解答を解答欄に100字以内で記述せよ。なお、解答欄左上（セル1-1）から記述を開始することとし、横書きとする。また、句読点、記号等は、1文字として数えることとする。

問 58. エコアクション2.1の、ISO14001とは異なる特徴について、100字以内で説明せよ。

## 7. エコアクション21に関する論述式問題 (1問・15点)

問 59. 金属加工事業者である A 社のエコアクション21ガイドラインに基づいた環境方針、環境目標、環境活動計画、取組状況の確認の書類審査(7月実施)を、下記 A 社資料に基づき実施する。エコアクション21ガイドラインの要求事項への適合性に問題があると考えられる点5つを、解答例を参考にガイドライン要求事項別に解答欄に記載せよ。

### 注意事項

- ・ 「環境方針」「環境目標」「環境活動計画」「進捗管理」(以下、「A 社資料」という。)はここに示された書類のみであり、他の書類はない。
- ・ 1つの解答欄に1件の問題を指摘すること。
- ・ 5件を超えて記載しても、6件目からは採点されない。
- ・ ガイドラインへの適合性として1件の問題を、別の表現、複数の回答を記述しても1件の採点となる。
- ・ 提示された資料以外から、受験者が想定した内容は採点されない。
- ・ A 社資料、エコアクション21ガイドライン要求事項(抜粋)、及び、解答欄は、次ページ以降に記載している。

### 【 A 社資料 】

#### ● 環境方針

A 社環境方針	
<p>当社は環境改善のため下記の環境目標を設定し、継続的に改善することをここに宣言します。また、当社に適用される環境関連法令等を遵守します。</p> <p style="text-align: center;">・省エネルギー ・廃棄物削減 ・省資源 ・グリーン購入 ・化学物資使用削減</p> <p style="text-align: right;">2017年○月○日 代表取締役社長 山田一郎</p>	

#### ● 環境目標・環境活動計画、進捗管理表

環境目標	手段	日程	責任者	前期(1~6月) 確認、評価、是正
CO <sub>2</sub> 排出量削減 (電気使用量削減) 前年比-3%	事務所の 昼休みの消灯	通年	総務部長	昼休みの消灯 未実施
廃棄物排出量削減 前年比-5%	事務所の ごみの分別	通年	総務部長	ごみの分別 不十分
水使用量削減	トイレ水栓へ 節水ゴマ設置	通年	総務部長	2月に 節水ゴマを設置
グリーン購入の 実施	事務用品の グリーン購入	通年	総務部長	規準に基づき グリーン購入実施
化学物質使用量の 削減	トイレの洗剤を変更	通年	総務部長	3月トイレの 洗剤変更

## 【 エコアクション21ガイドライン要求事項 】

### 2. 環境方針の策定

代表者（経営者）は、環境経営に関する方針（環境方針）を定め、誓約する。

環境方針は、次の内容を満たすものとする。

- ・ 組織の事業活動に見合ったものとする
- ・ 環境への取組の基本的方向を明示する
- ・ 組織に適用される環境に関する法規等の遵守を誓約する

環境方針には、制定日（または改定日）を記載し、代表者が署名する。

環境方針は、全ての従業員に周知する。

### 5. 環境目標及び環境活動計画の策定

環境方針、環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。

環境目標は、可能な限り数値化し、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する項目について、中長期の目標と単年度の目標を策定する。

環境活動計画においては、環境目標を達成するための具体的な手段、日程及び計画の責任者を定める。

環境目標と環境活動計画は、関係する従業員に周知する。

### 12. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防

環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況及び環境経営システムの運用状況を、定期的に確認及び評価する。

環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認及び評価する。

環境目標の達成、環境活動計画の実施及び環境経営システムの運用状況並びに環境関連法規等の遵守状況に問題がある場合は是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。